

兵庫県告示第979号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

宍粟市

2 事業の種類

今宿墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県宍粟市山崎町今宿字荒井地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

今宿墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である宍粟市は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、河川改修事業が円滑に進められることから、周辺住民のほか揖保川流域に係る広範囲の公共の安全が保持され、公共の福祉の増進に寄与される。また、今宿地区住民の宗教感情にも適合すると認められることから本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではなく、任意の起業地調査では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。また、起業地は市街地内の集団性のない農地であり、周辺農地の土地利用に対する影響も軽微で埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件／法令に規定される設置条件の要件を満たすとともに、集落との位置関係について、利便性等に配慮されていること、(2)技術的条件／進入路等の整備が不要で、景観に係る環境対策が容易であること、(3)経済的条件／事業費（用地費、工事費）を軽減でき、経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した4案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、4案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、地域防災及び住民の安全に資するため、河川改修事業が下流域から進められており、既に現墓地から約500mの付近まで築堤等工事が迫っていることから、河川改修事業が円滑に施工されるよう、事前に現墓地を移転する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備される墓地は、現墓所を整理し、機能回復に必要な区画数の墓所と、関係法令に規定される墓地として必要な構造や設備を備えたものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

宍粟市役所建設部建設課